

平成29年度 防犯セミナー

～ 自分の身を守るための消費生活講座 ～



主催； 兵庫県立 神出学園

講師； 神戸市消費生活マスター
法律問題研究会



わたしたちは**消費者**



契約とは？

「買います」



「売ります」



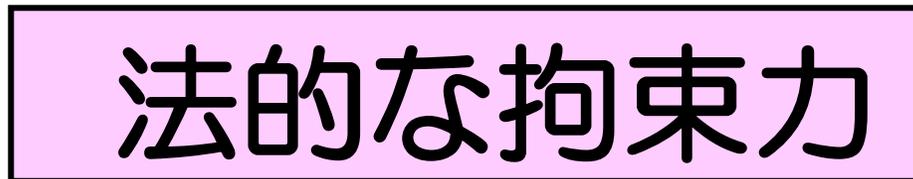
合意



申込み



法的な拘束力



承諾



民法

私人(自然人・法人)間の関係を規律する法律です。



私的自治; **契約の自由**



法的拘束＝債務の発生(責任)



約束(契約)は守る。一方の都合で解消できない。

契約自由の原則

1. 「契約」をする自由、しない自由

2. 「契約」の相手方を選択する自由

3. 「契約」の内容を決める自由

4. 「契約」の方式を決める自由

情報の質と量・交渉力の格差



消費者につけ込む悪質な勧誘者

うそ

不利益になることは
言わない

長時間拘束する
など迷惑な勧誘

一方的契約
条項



トラブル事例 エピソード1

通信販売 —お試しのはずでは？



あこがれのタレントAがSNSで紹介していたダイエットスムージーの広告を見つけたヒデミちゃん。

「500円なら私も払えるな…」と注文

数量限定
**お試し
価格!**



タレントSも薦めるスムージーが今なら送料500円でご利用いただけます。

***くわしくは商品ページを見て**

数日後、商品が届き、飲んでみました。おいしくない。次の注文はやめておきました。

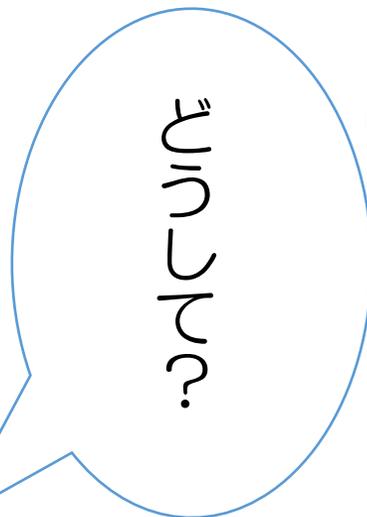
おいしくない



納品書

Dスムージー	2,980円
送料	0円
計	2,980円

次の商品のお届けは、2週間後の発送予定です。
代金2,980円
(送料無料)



3週間後、ヒデミ宛てに荷物が届き、中を見ると、あのスムージーでした。

商品紹介

1回目
無料
(送料500円のみ)



2回目以降
特別価格
2,980円(送料無料)

今すぐ注文する

※この商品は4回の
購入が条件です

スムージーの広告には、

「※この商品は4回の購入が条件
です。」と記載されていました。

消費者が「お試しだけだと思った。」
と返品返金を主張しても、
「きちんと記載している。」と
違約金を請求されることもあります。

ちなみに

便利な「通信販売」。唯一の情報である広告には商品以外の情報も多く記載されています。



特にネット通販では、取引の相手が見えません。サイトがいつの間にか消えてしまうこともあります。

「特定商取引法に関する表示」

「利用規約」 「返品について」などに書かれ

ている**取引条件**を見落とさないようにしましょう。

ところで、
通信販売って、クーリング・オフ
できるの？



通販サイトの問題点（届いた商品が
違っている、届かない、わかりにく
い取引条件など）
トラブルにあったら、どうしたらいい
いの？

クーリング・オフとは

- 一定期間であれば、
無条件で契約を解除できる。
- 契約した後、頭を冷して考え直す期間。
- 特定商取引法で定められている。

クーリング・オフできる取引

- ①訪問販売：店舗以外の場所で勧誘されおこなった取引
- ②電話勧誘販売：電話で勧誘されおこなった取引
- ③特定継続的役務提供契約：エステなど継続的に役務を提供する取引
- ④連鎖販売取引
：次々に販売員を勧誘させ、販売組織を連鎖的に拡大して行う取引
- ⑤業務提供誘引販売取引
：仕事に必要なだからと高額な商品等を先に購入させる取引
- ⑥訪問購入：業者が家にやってくる品物を買取る取引

クーリング・オフできないものは

・通信販売

- ・訪問販売などで3000円未満の商品を現金で払った場合
- ・スーパーやデパートなどの店舗で購入した場合
- ・化粧品などの指定消耗品を自分から使用した場合
(連鎖販売取引)
- ・自動車 (リース契約含む)

※訪問購入については、書籍・DVD・家具・家電なども

契約の自由を奪う 勧誘でトラブルがなくなるならない！



1. 「契約」をする自由、しない自由
2. 「契約」の相手方を選択する自由
3. 「契約」の内容を決める自由
4. 「契約」の方式を決める自由

トラブル事例 エピソード2

簡単な作業で1ヶ月100万



最新のゲーム機が欲しい かず君。
ちよっと小遣い稼ぎでできることをないか
ネットで探していました。

月収**100万円** 確実に稼ぐ

経験やスキルがなくても
1日30分のコピペで稼ぐ
ビジネスの秘密を完全公開

今ならマニュアルDVDを
キャンペーン価 ¥13,000で提供

お申し込みはこちら

コピペなら、
ビジネスでいい。



申し込み後、マニュアルをダウンロードし、中身を見た かず君。

何をしたら
いいかわか
らないなあ。



アフィリエイトについて……

……
……
……

サポートプランに登録
すれば、わからない作業
もていねいに教えます。

登録はこちら

かず君は、名前や電話番号
などを入力しました。



こちらが用意するテンプレートを使えば、もっと確実に稼げます。300,000円ですが、すぐ元が取れますし、これでも稼げなければ「全額返金保証」もあるので安心してください。

すると、かかず君に事業者から電話がかかってきました。

稼げなければ「全額返金」してもらえないことに安心した。かず君は、消費者金融からお金を借り、30万円を支払いました。



がんばって作業しましたが、1万円ほどの収入があっただけでした。

「全額返金」には、条件に合わないからと断られました。

結局、お小遣いを得るところか借金が残りましたが、払えるか不安です。



トラブル事例 エピソード3

SNSで知り合った人 に誘われて



SNSで知り合った人に誘われ、絵画の展示会に行き、買ってあげないとAさんが困ることになると言われ、絵画を購入した。



トラブル事例 エピソード4

SNSで知り合った人 に誘われて Part II



SNSで知り合った人から、報酬のよいアルバイトがあるからやらないかと誘われた。かんだ君。お金の負担はないと複数のスマホ契約をし、端末は友人に渡し、謝礼金3万円をもらった。



3か月後、友人と連絡が取れなくなり、機器代金と通信料の請求が届くようになった。

トラブル事例 エピソード5

不安な心につけ込む 二次被害



占いサイトの広告をタップしたら、突然あやしいサイトにつながり、10万円の請求画面がでた。間違いだと電話したら、怖い口調で「3日後までに払ってもらおう。」と言われ怖くなった。



どうしたらいいかネットで検索したら「消費者トラブル相談窓口」へ電話をかけたら「5万円で請求されないようにする」言われ支払った。

お金をもってなくても
高額な消費者被害に
あってしまいます



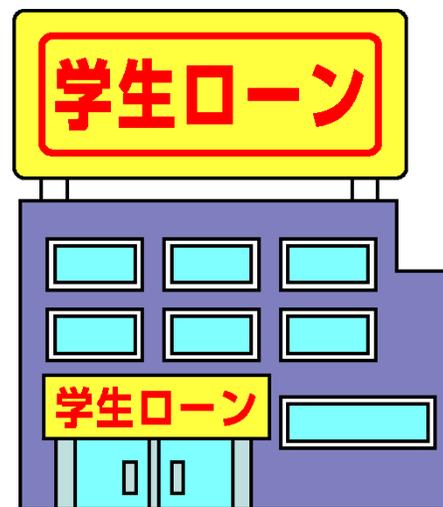
きみならどうする？

どうしても買いたいものがあるけど
お金が足りないとき、どんな方法を考える？

- ① お金をためてから買う
- ② 買わずにガマンする
- ③ 借りる



お金を「借いる」



お金を「借いる」～ローンのしくみ

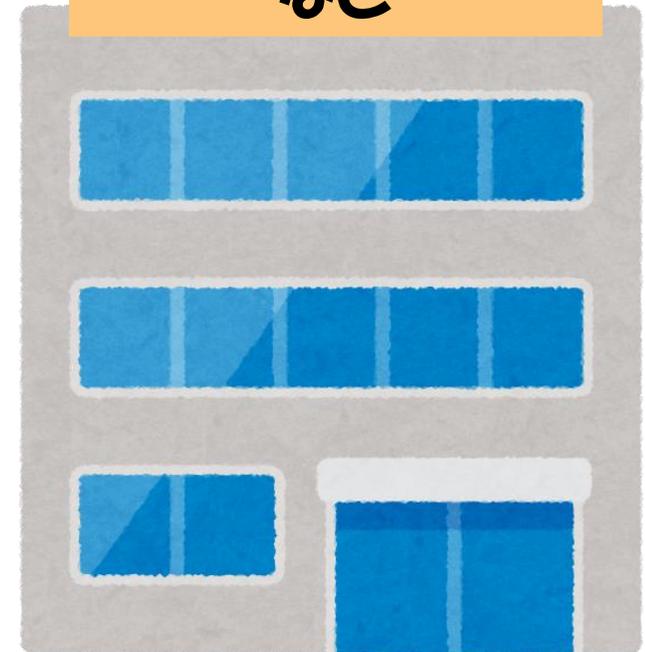
① 借り入れの申込み

③ 返済



貸付・**信用調査**②

金融機関
消費者金融
銀行系ローン
など



お金を「借いる」～クレジットカードのしくみ



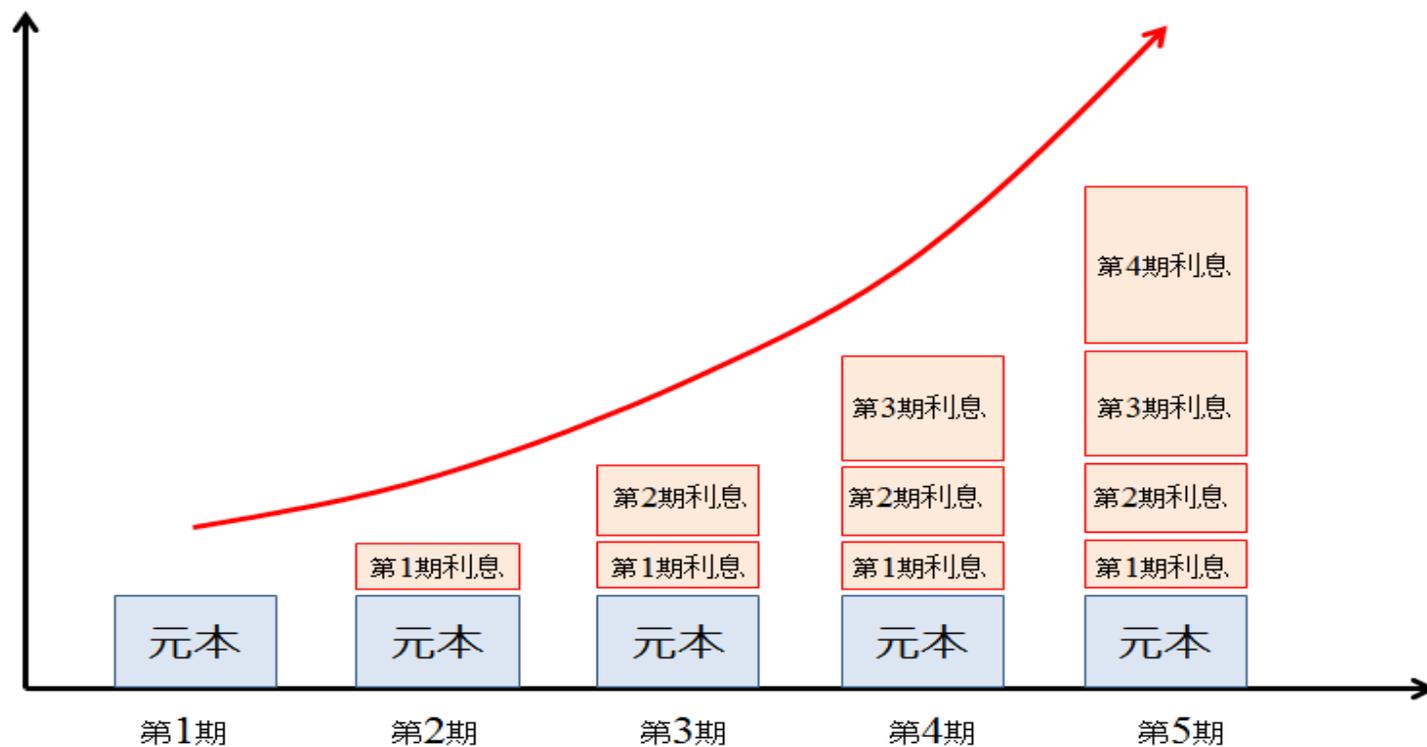
クレジットカードも
借金と同じ！

お金を「借いる」～利息(借入れ金利)

	通常の借入れ金利(1年) 2016年10月
消費者金融会社	15～18%
クレジット会社	12～18%(キャッシング)
	12%前後(ショッピング)
銀行	2～15%

お金を「借りる」～複利って？

複利は時間が経つほど借金も大きくなる



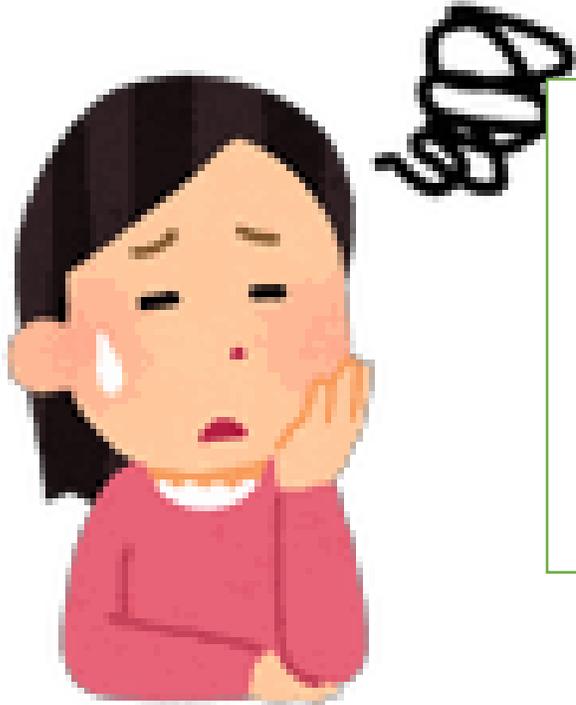
お金を「借いる」～多重債務



借りたお金は将来の収入から返さないといけません。

でも、もし多重債務者になったら弁護士会や消費生活センターなど公的機関へ相談する。

「こんな契約おかしい」と思ったら



個人と事業者の間には、
情報の質と量及び交渉力に格差
があります。

消費者契約の特別ルール
があります。

勇気をだして、消費者ホットライン「188番」

消費生活センターに相談する

消費者と事業者間の
情報力、交渉力の格差に着目し、
解決に向けたあっせんを行います。



今日の振り返り

契約は日常生活で誰もがやっている

借金は返す計画を立てる

(もうかったら払える は計画に入れない)

相談する勇気を出して

さいごに

すべての「契約」で言えることですが…

誰と…契約するのか！

(相手の債務不履行リスクの回避ができていますか？)

何を…契約するのか！

(商品の仕様、サービスの内容、etc. は、確認できていますか？)

どのような条件で…契約するのか！

(返品条件、解約条件、その他の取引条件は確認できていますか？)

